

令和２年度予算案の概要 (子ども家庭局)

「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	5, 211	4, 805	▲405	▲7.8%
東日本大震災復興 特別会計	1.5	3.5	1.9	+125%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※ 令和元年度当初予算額、令和2年度予算案は、臨時・特別の措置を除く。

(令和元年度：188億円、令和2年度：97億円)

※ 令和2年度予算案の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

令和2年度予算案における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実	7,000億円
子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府所管)	6,526億円
社会的養育の充実(厚生労働省所管)	474億円

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向けて意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた設置促進や産後ケア事業の更なる充実を図るとともに、不安を抱える若年妊産婦や多胎児妊産婦への支援の充実等を図る。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

1,185億円 → 1,144億円

※臨時・特別の措置 99億円→59億円を含む

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える人材の確保のため、保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保や保育士宿舍借り上げ支援事業の要件見直しなどを実施する。

(1) 保育の受け皿整備

- 待機児童の解消に向け、保育の受け皿整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施するとともに、賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、引上げを行うことにより、保育所等の受入児童数の拡大を図る。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○待機児童解消に向けた保育所等の整備

228億円

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

- 保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する保育士修学資金貸付等事業について、当初予算に計上し、安定的な財源確保を図る。
- 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを定める時点を直近2か年の状況で対象者の年数(採用日から5年又は10年以内)を決定する仕組み等に見直すとともに、全国一律の補助基準額を地域の実勢に応じた金額に見直す。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○保育所等のICT化の推進

3.6億円

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

(3) 多様な保育の充実【一部新規】

- ・ 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

(4) 保育所等の園外活動時の安全確保【一部新規】

- ・ 交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者又はいわゆるキッズ・ガード（仮称）が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

(5) 認可外保育施設の質の確保・向上【一部新規】

- ・ 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度予算案）

2兆8,975億円 → 3兆1,918億円（内閣府予算）

(1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

<令和2年度予算案における主な充実事項等>

【公定価格全般に関する事項】

・ 旧副食費の取扱い

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定こどもの人件費に上乗せ

・土曜日に閉所した場合の減算の見直し

土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入

※現在、全ての土曜日を閉所している場合に6%～8%減算

・地域区分の見直し

国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ

※子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続

・減価償却費加算の地域区分の見直し

地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い単価に統一

等

※公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を継続

【**処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項**】

・保育士等の処遇改善

令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映

・夜間保育加算の拡充

夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充

等

【**教育・保育の質の向上に関する事項**】

・栄養管理加算の拡充 ※0.3兆円超メニューの一部実施

栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置（調理員を兼務する場合も拡充の対象とする）

・チーム保育推進加算（保育所）の要件緩和

1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和

等

② 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<令和2年度予算案における主な充実事項>

・利用者支援事業

特別な配慮が必要な子育て家庭等への対応の充実

・延長保育事業

夜間保育所が夜間の延長保育（22 時以降）を実施する場合の補助基準額を拡充

・一時預かり事業

利用児童数 900 人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3 兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設
その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加

等

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当（1,032 億円）

（2）放課後児童クラブの受け皿整備（一部社会保障の充実）【一部新規】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021 年度末までに約 25 万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿の整備に向け、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

（3）企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の運営を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

（4）児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)
268 億円 → 277 億円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子 21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
 - ※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査等を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図る。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所を確保するための経費を補助する。
- ・ 育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援を実施し、また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。
- ・ 健康教育事業において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や伝えるべき事項などの研修を行う。
- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援するとともに小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を行う。

(2) 不妊治療への助成

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。

(3) 子どもの死因究明に係る体制整備【新規】

- ・ 子どもの死因究明(Child Death Review)について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度予算案）

1,538 億円の内数 → 1,608 億円の内数

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【一部新規】（一部再掲）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置づけられた産後ケア事業の更なる充実を図る。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所を確保するための経費を補助する。

（2）子育て家庭へのアウトリーチ【一部新規】（一部社会保障の充実）

- ・ 市区町村において、地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

（3）子どもの権利擁護の推進【新規】

- ・ 児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止や体罰によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度予算案）

1,645 億円の内数 → 1,684 億円の内数

※臨時・特別の措置 60 億円→38 億円を含む

(1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の推進

- ・ 2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び2018年12月に策定した児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。

※ 新プランの2年度目(2020年度)においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。(地方財政措置を拡充)

(2) 児童相談所の抜本的な体制強化等【一部新規】

- ・ 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設する。
- ・ 常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、弁護士の配置及び計画的な人材確保を進めるための採用活動に係る補助を拡充する。
- ・ 児童相談所における医師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備及び自治体が行う医療機関従事者向けの研修について補助の拡充を行う。
- ・ 中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助について拡充を図る。
- ・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNSを活用した相談体制整備を支援する。

※ 精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善を図る。(地方財政措置を拡充)

(3) 市区町村における取組の充実【一部新規】

- ・ 市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・ 民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

(4) 一時保護児童の受入体制の抜本的強化【一部新規】

- ・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助(※1)及び職員体制(※2)の抜本的な拡充を図る。併せて、一時保護所職員の処遇改善を図る。

- ※1・ 一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備（基礎単価の引き上げや個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引き上げ）を実施。なお、国庫補助率は 1/2 相当だが、自治体負担分について地方交付税措置を拡充。
- ※2・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1
 - ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（利用児童数に応じた職員配置加算の創設）
- ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応を強化する（利用児童の規模に応じて調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置）。
- ・ 加えて、一時保護している子どもが適切に教育を受けられる、また、学校等に通園・通学できるよう支援を拡充する。

（5）関係機関間の連携等【一部新規】

- ・ 児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。
- ・ 児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携した取り組みが推進されるよう補助メニューを見直すとともに、児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を創設する。
- ・ 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助の拡充を行う。
- ・ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

（令和元年度当初予算額）

（令和2年度予算案）

1,644 億円の内数 → 1,684 億円の内数

※臨時・特別の措置 60 億円→38 億円を含む

（1）家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

- ・ 里親家庭への支援の充実を図るため、2人目以降の里親手当の拡充等を行う。
- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。
- ・ 子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託ができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を創設する。

- ・ 養子候補者の増加や高年齢児への支援に対応するための体制構築に係る補助の創設など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養子縁組を推進する。

(2) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進

(一部社会保障の充実)【一部新規】

- ・ 児童養護施設における小規模かつ地域分散化の更なる推進(※)を図るとともに、児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、また、施設内における暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などのため、補助者を配置するための補助を拡充する。

※子ども：職員＝6：4→最大6：6

里親委託の推進を積極的に行っているなど一定の要件を満たす施設について、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実を図る。

- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、建物の改修期間中に発生する賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を創設する。

(3) 自立支援の充実【一部新規】

- ・ 児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。
- ・ 子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり意見交換等を行える場を提供するため、NPO等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費や児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和元年度当初予算額)

(令和2年度予算案)

2,237億円の内数 → 1,756億円の内数

※令和2年度予算案の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による

(1) 支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

② 相談支援の充実【一部新規】

- ・ ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ・ また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援の実施、母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助による相談員の専門性の向上を図り、ひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。

③ 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進(後掲14ページ参照)

(2) 生活を応援する取組

① 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を引き続き実施する。

② 自立を促進するための経済的支援【一部新規】

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象に受験料や修学期間中の生活費等を加える。
- ・ 児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

③ 養育費の確保等支援【拡充】

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を引き続き実施する。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費や面会交流に関する相談・情報提供等のほか、弁護士による相談を実施する。
- ・ また、離婚前後親支援モデル事業について、「親支援講座」に加え、地方自治体が実施する養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【拡充】

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を、小学生を養育する家庭まで拡大する。

(3) 学びを応援する取組

○ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

(4) 仕事を応援する取組

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施【一部新規】

- ・ ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。

2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進【一部新規】（一部再掲）

(令和元年度当初予算額)

(令和2年度予算案)

191 億円の内数 → 206 億円の内数

- ・ 若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNS を活用した相談体制整備を支援する。
- ・ 婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきた DV 被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。
- ・ 婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。
- ・ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなど DV 被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV 被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧や、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における児童福祉施設等の耐震化整備を実施する。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

（令和元年度当初予算額） （令和2年度予算案）

1.5億円 → 3.5億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（令和元年度当初予算額） （令和2年度予算案）

177億円の内数 → 155億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

- ・保育所等整備交付金
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金

（令和元年度当初予算額） （令和2年度予算案）

159億円 → 97億円

※臨時・特別の措置

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

（参考）【令和元年度補正予算案】

○児童福祉施設等の災害復旧 37億円

被災した児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。
また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

○児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備 0.6億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を推進する。

○児童福祉施設等の災害時情報共有システムの整備 2.3億円

災害時に児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築する。

保育の受け皿整備・保育人材の確保等

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備

- 保育所や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の向上（1/2→2/3）
- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、引上げを
実施

保育人材確保のための総合的な対策

- 保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助し、安定的な財源を確保
- 保育士宿舎借り上げ支援事業について、待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを定める時点を直近
2か年の状況で対象者の年数（採用日から5年又は10年以内）を決定する仕組み等に見直す
- 保育所等へのICT導入支援による保育士の業務負担軽減（※令和元年度補正予算案）

多様な保育の充実

- 医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を補助し、保育所等における医療的ケアを必要とする子ども
もの受入体制の整備を推進

保育所等の園外活動時の安全確保

- 保育支援者又はいわゆるキッズ・ガード（仮称）が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際
の安全を確保

認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設等の質の確保及び向上を図る「巡回支援指導員」による園外活動等における安全対策の実地指導等の実施
- 認可外保育施設が設備面において認可基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助

関連する政府の方針

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

- 待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。
- 医療・福祉サービス改革プランにより、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における
医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上、医師については7%以上向上させる。
- 地域の安全対策を推進する。高齢者の安全運転対策や移動を支える施策を強化する。また、キッズゾーン（仮称）など未就学児が安心して歩
行できる空間の確保を含め、子供が日常的に集団で移動する経路などの交通安全対策を推進するとともに、登下校時における子供の安全確保
に取り組む。

「子育て安心プラン」

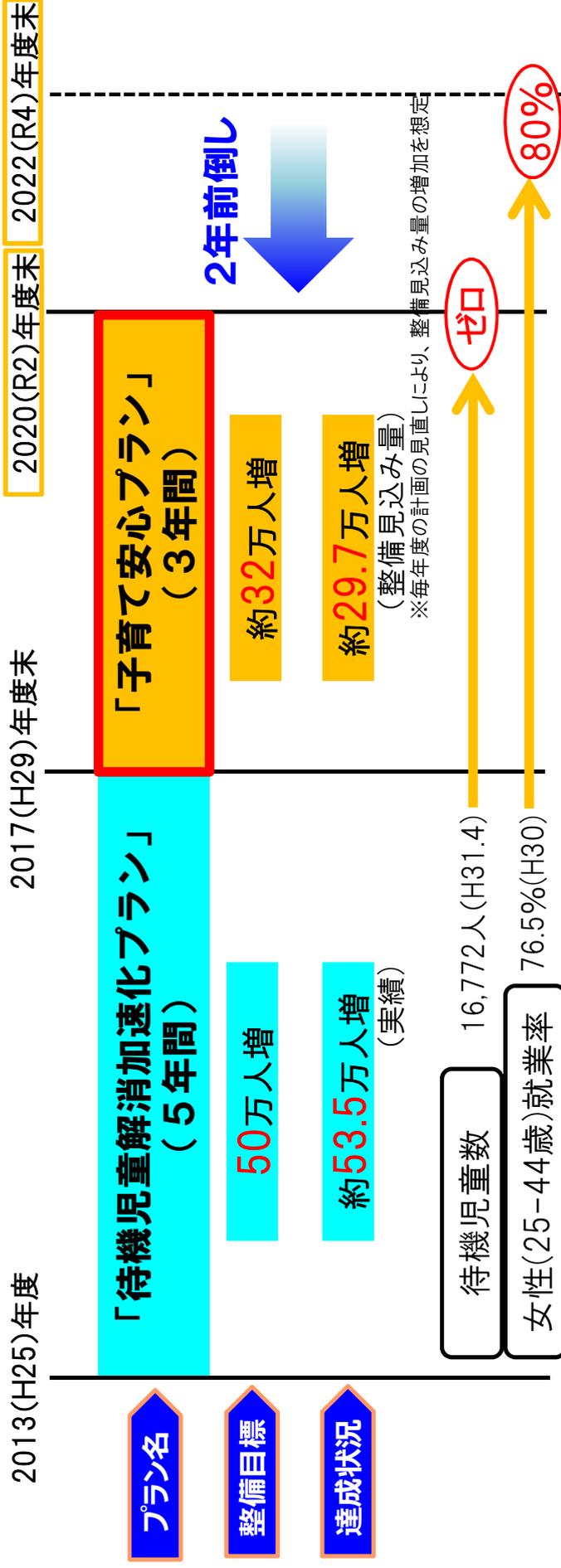
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018**（平成30）年度から2019（令和元）年度末までの**2年間で確保**。（遅くとも2020（令和2）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ**」を**解消**するため、2020（令和2）年度末までの**3年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）



令和2年度の公定価格（保育所等関係）の対応について（案）

公定価格全般に関する事項

項目	内容
①旧副食費の取扱い	令和元年10月の改定により2号認定子ども2号認定子どもとの旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。
②土曜日に閉所した場合の減算の見直し	土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。 ※現在、全ての土曜日を閉所している場合に6～8%減算。
③地域区分の見直し	国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。 ※子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。
④減価償却費加算の地域区分の見直し	地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。
⑤所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ	所長設置加算・管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。 ※所長・管理者が配置されていない場合は減算。
⑥幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止	新制度施行後も引き続き2名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間（令和元年度末まで）の終了に伴い廃止。 ※第37回子ども・子育て会議（H30.10.9開催）において方針を決定済。

（※）公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を継続。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

項目	内容
①保育士等の処遇改善	令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与との改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均＋1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映。
②夜間保育加算の拡充	夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項【続き】

項目	内容
③ 処遇改善等加算に係る事務負担の軽減や運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールをさらに緩和。 ・ 賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を検討。 <p>※併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。</p>
④ 休日保育における共同保育の実施	休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。
⑤ 入所児童処遇特別加算の名称変更	高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目的を適切に表現できるように「高齢者等活躍促進加算」（仮称）に変更。
⑥ 申請書類の様式の統一化	施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・普及を推進。

教育・保育の質の向上に関する事項

項目	内容
① 栄養管理加算の拡充 ※0.3兆円超メニューの一部実施	栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。 ※調理員を兼務する場合も拡充の対象。
② チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和	1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。

別添 4

子どもを産み育てやすい環境づくり

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

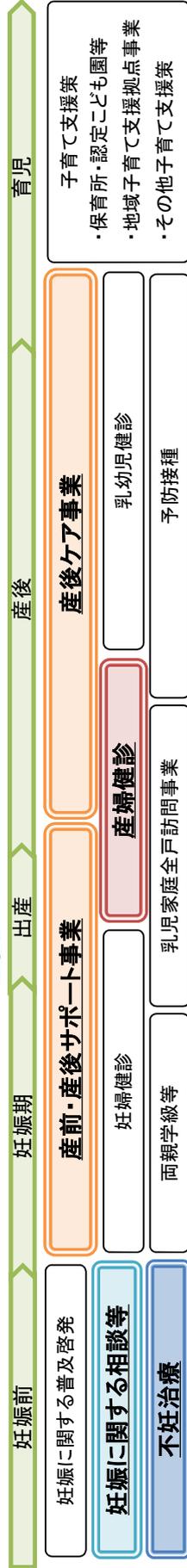
子育て世代包括支援センターの全国展開

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

【妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るための相談支援等を行うとともに、予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチや、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を行う。

子どもの死因究明体制整備モデル事業

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

妊娠・出産包括支援事業

母子保健法の改正により法的に位置付けられた「産後ケア事業」の更なる推進を図るとともに、「産前・産後サポート事業」等の実施に加え、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、相談支援を実施し、また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

令和2年度予算案における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力的に推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業を推進するほか、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図るため、市町村同士での共同実施を推進するための経費の補助や、産後ケア事業を実施する施設の補助を創設

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（189）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

- ①夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（24時間・365日体制強化事業）。
- ②相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品の配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかかるとの体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための採用活動に係る補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう補助を拡充

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の推進

新プランの2年度目（2020年度）においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。（地方財政措置を拡充）

児童相談所児童福祉司等に係る処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善を図る。（地方財政措置を拡充）

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかると費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を拡充、③児童相談所の設置を目指す中核市等へ職員を派遣する都道府県等に対する代替職員に要する費用の補助を行う。

次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

一時保護所における職員体制の強化【拡充】

一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、職員体制を抜本的に強化するとともに処遇の改善を図る。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

一人ひとりの子どもに状況に応じた適切な支援を確保するとともに、一時保護中の子どもを通園・通学を促進するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置する際の改修に要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る補助を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもも安全確保のため、個々の子どもも状況に応じて、適時適切に対応できよう学習支援やトラブル対応などに関する補助を拡充するとともに、一時保護所だけでなく、児童相談所に通訳等を配置した場合も補助対象となるよう補助対象を拡大

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもも支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する事業を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を新規計上

同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和(※)

※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上→常時1名以上に緩和

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育等支援事業【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用の補助を新規計上

里親手当【拡充】

手当額に片費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充

里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援の利用促進【拡充】

一時的に子どもを預かる支援（レスパイトケア）について、2歳未満の子どもを預かった場合の補助単価を拡充等

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養親候補者の増加や高齢児への支援に対応するための体制の構築や、職員の資質向上などにモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

児童虐待に関する情報共有システムの構築【拡充】

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

保護者指導・カウンセリング強化事業【一部・新規拡充】

児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューの見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化事業（都道府県分）【拡充】

子どもに関する安全確認を適切に行うことができ体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場所を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

小規模かつ地域分散化【拡充】

地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を加配した場合の費用を支弁（子ども：職員＝6：4から最大6：6に拡充）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるように、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上

自立支援担当職員の配置【新規】

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催するための経費の補助を新規計上

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,355億円の内数（拡充）
- ・里親制度等広報啓発事業81百万円（拡充）
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円

- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業183億円の内数（拡充）
- ・里親養育包括支援（フォースタリング）職員研修事業33百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円（創設）

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。
- ・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用による負担軽減や子どもを養育するために必要な費用を補助。

<拡充内容>

- ・フォースタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するための費用を補助。
- ・里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助。
- ・2人目以降の里親手当の拡充等里親家庭への支援の充実を図る。

里親

養子縁組

II 特別養子縁組の推進

- ・民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

<拡充内容>

- ・比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築するモデル事業の実施。
- ・民間養子縁組あっせん期間の職員の資質向上を図るためのモデル事業を実施。
- ・養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施。

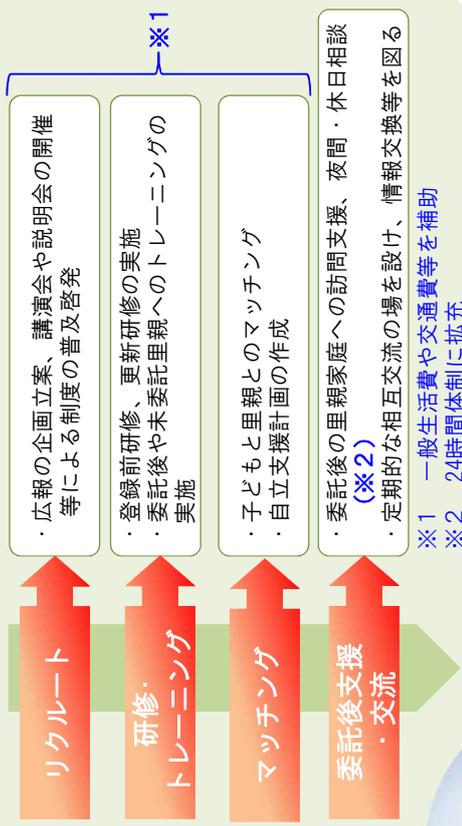
自立支援

IV 自立支援の充実

- ・里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。
- ・施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

<拡充内容>

- ・児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要な経費を補助。
- ・児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。



施設

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。

<拡充内容>

- ・産前・産後母子支援事業につくりに係る賃借料を補助。
- ・施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務に対応するための補助者を配置するための費用を補助。
- ・里親委託の推進を積極的に行っているなど一定の要件を満たす施設について、小規模かつ地域分散化された生活単位の養育体制を充実する。（子ども：職員＝6：4→最大6：6）

別添 7

ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援員等の相談に従事する職員等の専門性の向上等による相談支援体制の充実、母子父子寡婦福祉資金における学費資金等の貸付対象経費の拡充などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、配偶者からの暴力（DV）被害など様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ 母子家庭等対策総合支援事業

◇ 母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

◇ ひとり親家庭等日常生活支援事業【拡充】

事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実に努める。また、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

◇ ひとり親家庭等生活上事業【拡充】

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する。

◇ 母子・父子プログラム策定事業【拡充】

ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。

◇ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金について、受講修了時の負担軽減を図るため、支給割合の見直しを行う。

◇ 離婚前後親支援モデル事業【拡充】

「親支援講座」に加え、地方自治体が実施する養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めに促進する事業等）に対する補助を行う。

◇ 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

○ 母子父子寡婦福祉資金付金【拡充】

ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。

困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業

◇ 婦人相談員活動強化事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

◇ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

◇ 婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

◇ 婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

◇ 地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するとともに、見守り支援を行う生活支援員を新たに配置する。

◇ DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する。

◇ DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

一時保護所退所後のDV等被害女性が、地域で自立定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

○ 婦人保護施設運営費負担金・補助金

◇ 同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を行う。
※一時保護所の学習指導員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

◇ 心理療法担当職員雇上り加算の要件緩和【拡充】

加算要件の緩和（被害女性及びその同伴する家族等の合計10名以上 → 常時1名以上に緩和）を図ることにより、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図る。

◇ 同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から、小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
※一時保護委託先の生活支援員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置